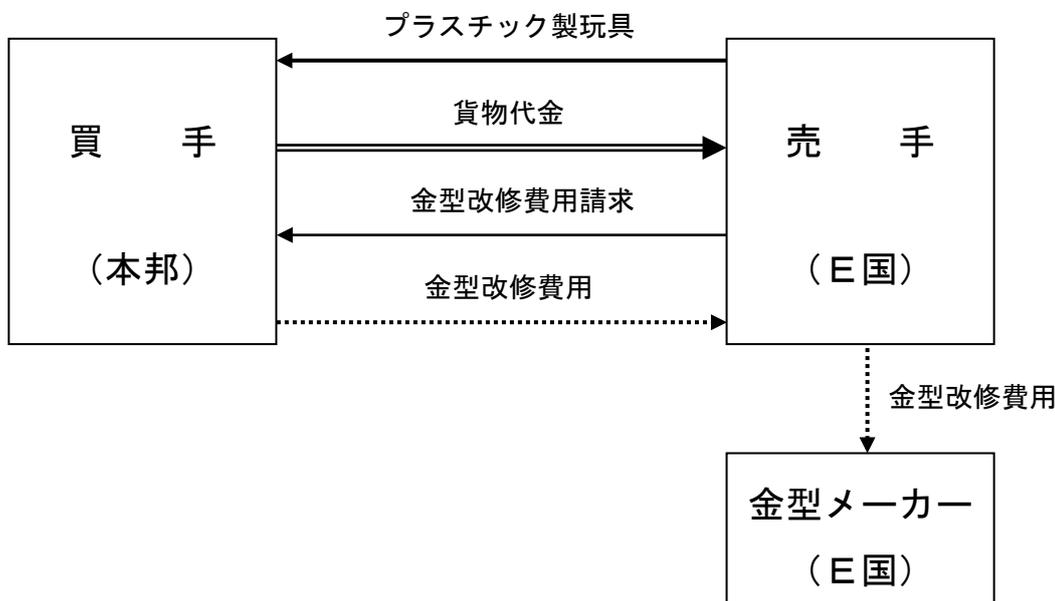


17. 売手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の改修費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からプラスチック製玩具を購入（輸入）します。

売手は、輸入貨物の生産に使用する金型を輸出国の金型メーカーより購入しましたが、その金型は当社の指定規格とは異なる規格で作製されていることが判明しました。

そこで、売手は当社の指定規格に金型を合わせるために金型メーカーに改修を依頼し、その費用を支払いました。

今般、当社は、改修した金型を使用して生産された貨物を売手から輸入しますが、輸入貨物の代金とは別にその改修費用を売手から請求され、売手との合意に基づき、その費用を支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う金型の改修費用の額は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う金型の改修費用は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う金型の改修費用は、売手が輸入貨物の生産に使用する金型を改修するために要した費用であり、貴社と売手との合意に基

づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものですので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)